

# 幼児教育・保育の無償化の主な例



3歳～5歳

保育の必要性  
の認定事由に  
該当する子供

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いて  
いる家庭
- など

利用

幼稚園、  
保育園、  
認定こども園、  
就学前障害児の発達支援

無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)

利用

幼稚園やこども園(1号)  
の預かり保育

幼稚園等の利用に加え、  
月額1.13万円  
又は1.63万円まで無償

利用  
(複数利用)

認可外保育施設、  
一時預かり事業など

複数事業合わせて  
月額3.7万円まで無償

複数利用

幼稚園、  
保育園、  
認定こども園

+

就学前  
障害児の  
発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)



3歳～5歳

[ 上記以外 ]

- ・専業主婦(夫)  
家庭 など

利用

幼稚園、認定こども園、  
就学前障害児の発達支援

無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)

複数利用

幼稚園、  
認定こども園

+

就学前  
障害児の  
発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額2.57万円まで)

※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方  
により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1)幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、  
お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2)認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。  
ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3)例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。